

平成 31 年度持続的生産強化対策事業のうち
新しい園芸産地づくり支援事業
(園芸作物生産転換促進事業 (都道府県推進))

申請要領

平成 3 1 年 2 月
農林水産省生産局

平成 31 年度持続的生産強化対策事業のうち新しい園芸産地づくり支援事業
(園芸作物生産転換促進事業(都道府県推進))に係る申請要領

第 1 総則

平成 31 年度持続的生産強化対策事業のうち新しい園芸産地づくり支援事業(園芸作物生産転換促進事業(都道府県推進))(以下「本事業」という。)に係る事業申請については、この要領(以下「本要領」という。)に定めるものとします。

なお、本要領は、平成 31 年度政府予算原案に基づいて定めるものであり、今後変更があり得ますので、申請書類の作成に当たっては、御留意ください。

事業実施に当たっては、平成 31 年度一般会計予算の成立後に制定される持続的生産強化対策事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱(以下、「交付要綱」という。)等に基づき実施してください。

第 2 事業実施主体等

本事業の事業実施主体、取組主体、事業内容及び事業手続の詳細等については、別紙 1 をご覧ください。

第 3 補助対象経費の範囲

本事業において補助対象とする経費は、別紙 1 に定める経費で、本事業の実施に直接的に必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものとします。

また、別紙 1 に定める経費であっても、証拠書類(請求書、領収書の写し等)によって金額、内容等が確認できないものは補助対象となりません。

なお、申請に当たっては、平成 31 年度における所要事業費を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額については、補助対象経費等の精査により減額することもありますので御留意ください。

第 4 補助金額の上限

補助金額の上限は、1 取組主体当たり原則として 50,000 千円以内とします(ただし、機械・施設のリース方式による導入等の取組のうち耐候性ハウスのリース導入を実施する場合の補助金額の上限は、1 取組主体当たり 100,000 千円以内とします。)

第 5 申請できない経費

- 1 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- 2 水田地帯において、水稻から園芸作物への作付転換を主目的としない取組

- 3 農産物の生産費補てん（新品種・新技術等の実証及び加工品の試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補てん
- 4 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

第6 申請書類の作成、申請期間等

本事業への申請を希望する都道府県は、1に掲げる申請書類を作成し、申請期間中に提出先に送付してください。

1 申請書類

- (1) 事業実施計画書（別紙1別記様式第2号）
- (2) (1)に関する添付書類
- (3) 申請書類チェックシート（別紙2）

2 申請期間及び期日

平成31年3月4日（月）から平成31年3月15日（金）

3 申請書類の提出先

本事業の申請書類は、都道府県を管轄する地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）まで提出ください。

4 申請書類の提出部数

各2部

5 提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類は、本要領において定める申請様式により作成してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象外となる場合があります。
- (3) 申請書類の作成及び申請に係る経費は、申請者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には、地方農政局等の担当者に連絡のうえ、持参又は電子メールでの提出も可能とします。
- (5) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず提出期間内に到着するようにしてください。
- (6) 申請書類を電子メールにより提出する場合は、地方農政局等の担当者に送付アドレスを確認し、件名を「平成31年度園芸作物生産転換促進事業(都道府県推進)」の申請書類（申請者名）」とし、本文に、「連絡先」と「担当者名」を必ず記載し、送付してください。また、送付後、必ずメールが届いていることの確認を問い合わせ先に行ってください。

なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メールあたり7Mb以下とするとと

もに、複数の電子メールとなる場合は件名の申請者名を「申請者名・その〇（〇は連番）」としてください。

(7) 提出後の申請書類については、採用、不採用にかかわらず返却しません。

(8) 申請書類は封筒に入れ、「園芸作物生産転換促進事業（都道府県推進）申請書類在中」と封筒の表に朱書きの上、書類一式を入れて提出してください。

(9) 提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。

第7 補助金の配分額

本事業に申請のあった都道府県への補助金額の配分は、別紙3のとおりとします。

第8 事業実施主体に係る責務等

事業実施主体及び取組主体（以下「事業実施主体等」という。）は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等）に当たっては、次の点に留意する必要があります。

(1) 事業実施主体等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。

(2) 事業実施主体等は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的な使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体等は、平成31年度一般会計予算の成立後に制定される実施要綱、交付要綱を遵守し、事業実施に必要な手続き、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業実施全般についての責任を持たなければなりません。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、取組主体に帰属します。

ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

(1) 取得財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

(2) 取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、交付規則

に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認をした当該取得財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付することがあります。

4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権等をいう。以下同じ。）が発生した場合、その知的財産権は取組主体に帰属しますが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを約していただきますので、その旨御了解していただいた上で申請願います。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を取組主体に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること
- (3) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、取組主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること

5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間において、知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付することがあります。

6 事業成果等の報告及び発表

事業実施主体は、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、本事業終了後に、農林水産省に必要な報告を行わなければなりません。

事業実施主体等は、農業関係者、都道府県等行政機関、国内外の学会等に対して、本事業により得られた事業成果の公開・普及に努めることとします。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じて発表してもらうことがあります。

なお、事業実施主体等が新聞、図書、雑誌論文等により事業成果の発表を行う場合は、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出することとします。

報告書等の本事業の成果について、農林水産省ホームページへの掲載、その他普及・啓発を目的とした農林水産省による利用を事業実施主体等が妨げることはできないものとしします。

7 その他

本事業の実施による産地の農業経営の変化等、事業実施による効果を把握し、今後の政策立案等に反映させるため、成果目標年度の翌年度に別紙4を提出いただくこととしていますので、あらかじめ御了解いただくとともに、御協力をお願いいたします。

持続的生産強化対策事業のうち新しい園芸産地支援事業
(園芸作物生産転換促進事業(都道府県推進))

第1 事業実施主体と取組主体

1 事業実施主体

本事業の事業実施主体は都道府県とする。

2 取組主体

事業実施主体が支援する取組主体は以下の要件を満たす協議会とする。

(1) 協議会の構成員は以下の者から構成される協議会であることとする。

なお、アとイについては、必須の構成員とする。

ア 生産者(農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体をいう。)

イ 実需者(中間事業者(産地と食品製造業者等(食品製造業者、外食事業者、花き販売者等をいう。以下同じ。))をつなぎ、生産者から購入した園芸作物(野菜、果樹及び花きをいう。以下同じ。))を食品製造業者等のニーズに合わせて供給する(場合によっては、選別、調製、加工等も行う。)ことに加え、需要に対応できる産地を育成・指導する機能を有する民間事業者のことをいう。以下同じ。)

ウ 本事業の実施を行う上で必要な地方公共団体等

(2) 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約(以下「協議会規約」という。)が定められていること。

(3) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第2 対象地区

本事業による支援は、水稻を主体とする土地利用型作物の生産を行う地区を有する地域のうち、当該地区の水田地帯において水稻から園芸作物へ作付けを転換することにより新しい園芸作物産地を育成するに当たって、技術面や販売面で新たに直面する課題の解決に取り組む地区を対象とする。

第3 事業内容

1 本事業は、まとまった規模で安定的な園芸作物の生産及び供給が可能となる水田地帯において、水稻から園芸作物へ作付けを転換することを通じて新しい園芸産地を育成するために、技術面や販売面の課題の解決に向けて生産者、実需者、地方公共団体等が連携して行う以下の取組を支援するものとする。

2 事業の取組内容

本事業の事業内容は以下のとおりとし、事業実施主体は、取組主体が実施する、

以下の取組を支援することが出来るものとする。なお、取組主体は、取り組む品目や産地の状況等を踏まえて、事業内容を選択することができるものとする。

ただし、(1)のアの取組は必須とするほか、(2)、(3)又は(4)のうち、いずれか一つ以上のメニューに取り組むものとする((1)のイは必要に応じて取組)。

(1) 産地の合意形成に向けた取組

ア 協議会の開催

水稲から園芸作物への作付転換を円滑かつ着実に進めるため、技術面や販売面での課題抽出やその解決に向けた取組内容・スケジュールの検討など産地の合意形成に向けて意見交換を行う協議会を開催するものとする。

イ 園芸作物の生産体制の整備

水稲から園芸作物への作付転換に際し、園芸作物の生産体制を整備するため、専門家を招いての講習会開催や、水田地帯において水稲から園芸作物への作付転換に取り組んでいる先進産地の調査、農業機械・農作業の共同化・最適化や作業性の向上に向けた検討会等を行うものとする。

(2) 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組

ア 試験栽培の実施

実需者ニーズを踏まえ、産地の気象や土壌条件に適した品種の選定に必要な現地栽培試験、栽培技術の実証及び導入効果の分析、栽培マニュアルの作成等を行うものとする。

イ 品種の加工適性試験

実需者に求められる品種の加工適性を評価するための検討会、加工適性試験等を行うものとする。

ウ GAP・トレーサビリティ手法の導入

実需者に求められる生産から流通までの安全・安心の確保のため、GAP やトレーサビリティ手法の導入に向けた検討会、システム実証、マニュアル作成等を行うものとする。

エ 販路拡大の取組

販路の拡大に向け、新たな実需者の取扱いの意向や新商品開発等の新たなニーズ等を把握するために、意見交換会、生産者と実需者等とのマッチング交流会の開催、加工適性を評価するための検討会、加工適性試験等を行うものとする。

(3) 排水対策、栽培技術等の確立に向けた取組

水田地帯において水稲から園芸作物へ作付転換するために必要な以下の取組を行うものとする。

ア 地下水位制御システム、明・暗渠等の排水対策

イ 果樹園地整備のための新植、深耕・整地、土壌改良及び小規模園地基盤の整備

ウ 栽培技術の確立のための栽培実証試験や技術講習会の開催

(4) 機械・施設のリース方式による導入等の取組

水田地帯において、水稻から園芸作物に作付転換することによりまとまった面積の園芸産地を育成するために必要な以下の取組を行うものとする。

- ア 農業機械、園芸用ハウス、果樹棚等の園芸生産施設（以下「機械・施設」という。）のリース方式による導入
- イ 省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入
- ウ 新植果樹の適正管理体制の導入
- エ 栽培技術の確立に向けた栽培実証試験や技術講習会の開催

第4 補助対象経費

本事業において補助対象とする経費は、第3の取組を行うために直接要する次に掲げる経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によってその金額等が確認できるものとする。

なお、その経理に当たっては、別表1の費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して行うものとする。

また、補助率は別表2のとおりとする。

1 産地の合意形成に向けた取組

(1) 協議会の開催

第3の2の(1)のアに係る経費のうち、会場借料、委員旅費・謝金、検討に必要な資料収集、調査、打合せ、成果発表等に係る調査等旅費、資料作成のための印刷製本費、消耗品費等を補助対象とする。

(2) 園芸作物の生産体制の整備

第3の2の(1)のイに係る経費のうち、研修講師等の委員旅費・謝金、技術講習会の参加に係る調査等旅費、複数の産地や広域の産地の連携による農業機械・農作業の共同化・最適化や作業性の向上に向けた検討会や技術等の習得・普及を目的とした講習会等開催のための会場借料、テキストの印刷製本費、消耗品費、機械輸送に係る通信・運搬費等を補助対象とする。

2 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組

(1) 試験栽培の実施

第3の2の(2)のアに係る経費のうち、栽培実証試験を行うための実証ほ場の借上費、管理作業・生育調査のための賃金等、栽培技術習得のための研修会等参加に係る調査等旅費、技術指導講師の委員旅費・謝金、生産技術習得のためのマニュアル等の作成等のための印刷製本費、研修会や試験結果の検討会の開催のための会場借料等を補助対象とする。

(2) 品種の加工適性試験

第3の2の(2)のイに係る経費のうち、加工適性試験の実施に係る委託費、役務費、原材料費、加工適性試験のための機器等の借上費等を補助対象とする。

(3) GAP・トレーサビリティ手法の導入

第3の2の(2)のウに係る経費のうち、検討会の開催のための会場借料、研修講師の委員旅費・謝金、技術講習会の参加に係る専門員の旅費、印刷製本費、消耗品費等を補助対象とする。

(4) 販路拡大の取組

第3の2の(2)のエに係る経費のうち、交流会や検討会の開催、商談会展展のための会場借料、専門家の委員旅費・謝金、交流会参加に係る専門員の調査等旅費等を補助対象とする。

3 排水対策、栽培技術等の確立に向けた取組

第3の2の(3)に係る経費のうち、栽培実証試験を行うための地下水位制御システム施工や果樹園地整備のための新植果樹定植に係る役務費、栽培実証試験に係る管理作業・生育調査のための賃金等、技術効果の検討会開催のための会場借料、生育調査等のための謝金専門家の委員旅費・謝金等を補助対象とする。

4 機械・施設のリース方式による導入等の取組

第3の2の(4)に係る経費のうち、管理作業・生育調査のための賃金等、専門家の委員旅費・謝金、先進地調査に係る専門員の調査等旅費、機械・施設のリースに係る借上費、省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入に係る備品費等を補助対象とする。

機械・施設のリース方式による導入や生産資材の購入の規模は、当該取組主体が成果目標に掲げる目標面積の生産に必要な機械・施設の規模に基づいて決定することができるものとする。

また、機械・施設のリース料助成金の額は、対象機械ごとに次の(1)及び(2)の算式により計算した額のうち、いずれか小さいものから千円単位未満を切り捨てた額を合計して得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格(園芸施設のリース導入に取り組む場合は、内部施設の設置費用を含む。)及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

(1) リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×1/2以内

(2) リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×1/2以内

5 次の取組は、補助対象としない。

(1) 国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組

(2) 水稻から園芸作物への作付転換を主目的としない取組

(3) 農産物の生産費補てん(新品種・新技術等の実証及び加工品の試作に係るものを除く。)若しくは販売価格支持又は所得補てん

(4) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

第5 事業実施期間

本事業の事業実施期間は1年間とする。

第6 成果目標及び目標年度

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

1 成果目標

取組主体は、成果目標年度において、当該地域の水稻から新たに園芸作物へ作付転換することで、当該協議会の構成員である実需者のニーズに即した産地体制を確立するために、当該産地規模の50%以上について当該実需者との契約取引を行うものとする。

なお、成果目標年度における園芸作物の産地の規模は、1年に複数回の作付けが行われる園芸作物に取り組む場合にあっては、当該複数回作付けされる面積の延べ面積を勘案して設定することができるものとする。

2 目標年度

本事業の目標年度は、事業の終了後（同一の取組主体が複数年度事業に取り組む場合は、当該取組主体が事業計画の承認を受けた初年度の事業の終了後。以下同じ。）3年を経過した日の属する年度とする。

ただし、果樹の取組を実施する場合については、事業の終了後10年を経過した日の属する年度とする。

第7 実施基準

- 1 取組主体が自力若しくは他の助成により実施中又は既に完了している事業を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 取組主体は、本事業の実施後においても、第6の1の成果目標の達成に向けて、園芸作物の産地化に向けた取組を継続することとする。
また、事業実施主体は、取組主体が本事業の実施後においても、当該取組を継続するよう、適切な指導及び助言を行うものとする。
- 3 補助対象経費は、事業に直接要するもので、別表1に定める経費であって、事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。
- 4 事業実施主体及び取組主体は、農林水産省が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

第8 実施手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 取組主体は、別記様式第1号により産地事業計画（以下「産地計画」という。）を作成し、当該協議会の主な事務所が所在する都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された産地計画の内容を審査し、補助要件、成果目標、審査基準のほか、当該都道府県の農業振興に係る方針との整合性等に照らし適切と認めた場合は、別記様式第2号により、都道府県計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- (3) 本事業の重要な変更は、次に掲げるものとする。
 - ア 別表2の取組内容の欄の取組の中止又は廃止
 - イ 取組主体の変更

- ウ 取組主体ごとに事業費の30%を越える増又は国庫補助金の増
- エ 取組主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%を越える減
- オ 成果目標の変更

2 産地計画の審査基準等

(1) 都道府県知事は、1の(2)の審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 取組主体が第1の2の要件を満たしていること。

イ 第6の1の成果目標を設定していること。

ウ 第3の2の(4)の機械・施設のリース方式による導入、省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の購入、新植果樹の適正管理体制の構築を行う場合は、第9に掲げる留意事項をそれぞれ満たしていること。

エ 当該都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。

(2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らし、適切な産地計画について別表3の採択基準により取組主体ごとにポイントを付与し、第8の1の(2)の都道府県計画にポイントを記載の上、地方農政局長へ提出するものとする。

なお、都道府県計画の提出に当たっては、対応する産地計画を添付するものとする。

3 事業実施計画の承認等

(1) 地方農政局長は、第8の1の(2)により提出のあった都道府県計画について、補助要件を満たしているか審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について生産局長に報告するものとする。

(2) 生産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、都道府県計画の予算額及び対応する産地計画を決定し、地方農政局長に通知するものとする。

(3) 地方農政局長は、(2)の通知に基づき、都道府県計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)の承認に基づき、該当する取組主体の産地計画を承認し、当該取組主体に通知するものとする。

4 事業の着手

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、取組主体が交付決定前に事業に着手する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、地方農政局長の指導を受けた上で、本予算成立後に制定される持続的生産強化対策事業実施要綱の規程に基づき、交付決定前着手届を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合には、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから着手するものとする。

また、この場合において、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、都道府県知事は、取組主体が交付決定前に事業に着手した場合には、平成 31 年度予算成立後に制定される持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱の規程による交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 都道府県知事は、取組主体から(1)の交付決定前着手届の提出があった場合は、地方農政局長にその写しを提出するものとする。
- (4) 都道府県知事等は、(1)のただし書きによる着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう取組主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分おこなうことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

5 管理運用

- (1) 本事業により補助金を受けて購入したもののうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長へ協議するものとする。

第9 留意事項

- 1 第4の4の取組のうち機械・施設をリース方式により導入する場合は、以下の点に留意するものとする。

- (1) 取組主体は、リース内容や対象機械・施設の決定根拠等に係る事項を産地計画に記載することとする。

(2) 対象機械・施設の範囲

導入する機械・施設は、本事業で補助の対象となる園芸作物生産に必要な機械・施設であり、成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。

ただし、次に掲げる機械・施設は導入することができないものとする。

ア トラクター

イ 農業以外の用途への汎用性の高いもの(例:運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)

ウ 中古の機械・施設

エ 機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械・施設

オ ビニールハウス等の自力施工が可能な園芸施設

(3) 利用条件

ア 取組主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した機械・施設を継続利用する場合は、都道府県知事と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の機械・施設の利用方針を別途設定するものとする。

イ 本事業で助成の対象となる機械・施設のリースについては、「農業用機械施

設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）にかかわらずリース方式による導入ができるものとする。

ウ 導入する機械・施設は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれるものとする。

（4）リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（機械を賃借する取組主体又は取組主体の構成員（以下「取組主体等」という。）と当該取組主体等が導入する対象機械・施設の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の 2 者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア リース事業者及びリース料が（5）により決定されたものであること。

イ リース期間が 1 年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数）以内であること。

ウ 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。

（5）リース事業者及びリース料の決定等

取組主体等は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

ア 本取組によりリース事業者に機械・施設を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、本事業について都道府県知事から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

イ 本取組によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について都道府県知事から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

（6）助成金の支払申請に係る書類

ア 取組主体は、（5）の入札結果及びリース契約に基づき機械・施設を導入する場合は、都道府県知事に対し助成金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

イ 都道府県知事は、提出のあった請求内容及び資料を確認の上、第 4 の 4 に定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、当該取組主体にリース料助成金を支払うものとする。

ただし、当該取組主体がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合には、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

2 第 3 の 2 の（4）イの省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入に取り組む場合は、以下の点に留意するものとする。

（1）補助対象となる生産資材は、本事業の趣旨に即して水稻から園芸作物へ作付転換を行う際に必要な資材（パイプハウスのパイプ、被覆資材等の導入効果が継続

して見込まれるものに限る。) であること。

- (2) 生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入すること。

第 10 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成 7 年 11 月 20 日付け 7 経第 1741 号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

取組主体名
所 在 地
代表者氏名 印

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち新しい園芸産地づくり支援事業
（園芸作物生産転換促進事業（都道府県推進））の事業実施計画の承認
申請について

〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち新しい園芸産地づくり支援
事業（園芸作物生産転換促進事業（都道府県推進））を実施したいので、関係書類
を添えて承認申請する。

注 関係書類として、産地事業計画書を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち新しい園芸産地づくり支援事業
(園芸作物生産転換促進事業(都道府県推進))

産地事業計画書(産地計画)

事業実施年度： 年度

取組主体名：

都道府県名・市町村名：

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
1 産地の合意形成に向けた取組	円	円	円	円	定額	
協議会の開催					定額	
園芸作物の生産体制の整備					定額	
2 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組					定額	
栽培試験の実施					定額	
品種の加工適性試験					定額	
GAP・トレーサビリティ手法の導入					定額	
販路拡大の取組					定額	
3 排水対策、栽培技術等の確立に向けた取組					定額、1/2	
地下水位制御システム、明・暗渠等の排水対策					1/2	
果樹園地整備					1/2	
栽培技術の確立や技術講習会の開催					定額	
4 機械・施設のリース方式による導入等の取組					定額、1/2	
機械・施設のリース方式による導入					1/2	
省力化・安定生産に必要な生産資材の導入					1/2	
新植果樹の適正管理体制の導入					定額	
栽培技術の確立や研修会の開催					定額	
合 計					—	

注1:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2:申請要領別紙1別表2に記載のある取組内容・補助率ごとに記入すること。

注3:事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4:1取組主体当たりの国庫補助の申請上限額は50,000千円とする。

ただし、耐候性ハウスのリース導入に取り組む場合は、1取組主体当たりの国庫補助の申請上限額を100,000千円とする。

対象品目	
------	--

注：本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

2 事業完了（予定）年月日 年 月 日

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 成果目標

(1) 契約取引の割合

品目	地区	契約取引の割合				備考
		初年度 (年度)	2年目	3年目	目標年度 (年度)	
		%	%	%	%	
合計						

注1：複数の作物や品目に取り組む場合、合計面積の契約割合が50%以上であることとする。

ただし、果樹とその他の作物に取り組む場合は、果樹とその他の作物に分けて成果目標を設定することとする。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

注3：契約取引を数量契約で行う場合は、当該ほ場で生産する生産物の予定数量を当該品目の平均的な収穫量（原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準じる収穫量とする。）で除して算出した面積により、これと替えることができるものとする。

注4：前年度本事業を実施しており、添付書類の内容に変更が無い場合は、省略することができる。

(2) 取組の結果及び評価方法

--

注：取組の結果及び評価方法が、定量的に評価できるよう、その内容を記入すること。

第3 事業内容

1 事業全体の実施スケジュール

実施時期	取組の内容			
	産地の合意形成に向けた取組	品種の選定や出荷先の確保に向けた取組	排水対策、栽培技術等の確立に向けた取組	機械・施設のリース方式による導入等の取組
年 月				
年 月				

注:適宜、行を追加して記入すること。

2 取組詳細

(1)産地の合意形成に向けた取組

取組内容	開催時期	具体的な内容	備考
(例)協議会の開催	4月、8月、2月		
(例)園芸作物の生産体制の整備	8月	水稲から野菜への転換に先進的に取り組むJA〇〇(〇市)へ生産技術に係る現地調査	

注1:「取組内容」の欄については、申請要領別紙1別表2に記載のある取組内容ごとに記入すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

(2)品種の選定や出荷先の確保に向けた取組

取組内容	開催時期	具体的な内容	備考
(例)試験栽培の実施	8~12月	〇〇(品目)に係る転作栽培実証を実施	

注1:「取組内容」の欄については、申請要領別紙1別表2に記載のある取組内容ごとに記入すること。

注2:実証ほ場を設置する場合は、3(実証ほ場の設置)も記入すること。

注3:適宜、行を追加して記入すること。

(3)排水対策、栽培技術等の確立に向けた取組

取組内容	開催時期	具体的な内容	備考

注1:「取組内容」の欄については、申請要領別紙1別表2に記載のある取組内容ごとに記入すること。

注2:実証ほ場を設置する場合は、3(実証ほ場の設置)も記入すること。

注3:地下水水位制御システム等の施工を実施する場合は、4を記入すること。

注4:適宜、行を追加して記入すること。

(4)機械・施設のリース方式による導入等の取組

取組内容	導入時期	具体的な内容	備考

注1:「取組内容」の欄については、申請要領別紙1別表2に記載のある取組内容ごとに記入すること。

注2:実証ほ場を設置する場合は、3(実証ほ場の設置)も記入すること。

注3:機械・施設のリース方式による導入を実施する場合は、6を記入すること。

注4:適宜、行を追加して記入すること。

3 実証ほ場の設置(本事業の各取組において、実証ほ場を設置する際は以下の内容を記載すること。)

(1)実証ほの設置に係る取組(該当する取組全てに○を記載すること(複数記載可)。)

品種の選定や出荷先の確保に向けた取組	排水対策、栽培技術の確立に向けた取組	機械・施設のリース方式による導入等の取組

(2)実証ほの内容

品目	設置場所	ほ場面積 (a)	具体的な取組内容	管理責任者	備考
計	—		—		

注1:「管理責任者」の欄は、実証ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。

注2:「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を記入すること。

注3:適宜、行を追加して記入すること。

4 地下水位制御システム等の施工

品目	ほ場面積(a)	設置場所	施工期間	使用予定期間	管理代表者	備考
			年 月	年 月		

注：施工に係る見積書の写し等を添付すること。

5 果樹園地整備に係る事項

取組内容	実施品目()			事業費	うち助成申請額	備考
	実施面積	事業量	事業費			
新植果樹の定植	m ²	本	円	円	円	
深耕・整地	m ²	m ²	円			
土壌改良資材	m ²	m ²	円			
小規模園地基盤整備	m ²	m ²	円			

注1:「実施品目」の括弧欄に実施する品目名を記入すること。

注2:品目ごとに記載すること。

注3:「事業費」の根拠資料を添付すること。

注4:適宜、行を追加して記入すること。

6 機械・施設のリース導入に係る事項

(1)リース内容

品目名	機械・施設名	仕様 製造会社名 型 式	台数・面積	機械・施設管理 者	保管・設置場所	備考

注:対象機械・施設が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

(2)導入する機械・施設の規模決定根拠

機械・施設名	リース物件価格 (千円)	リースする機械・施設の選定理由及び規模決定の根拠	備考

注1:「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする機械・施設の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注2:「リースする機械・施設の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

(3)リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者 (いずれかに○)	指名業者選定の考え方	備考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式 (いずれかに○)		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(4) 機械・施設のリース料等

リース期間	開始月～終了月 (※1)	年 月	～	年 月	(月)	備 考
	リース借受日から〇年間 (※2)				(年)	
リース物件取得予定価格(消費税抜き)	①				(円)	
リース期間終了後の残存価格(消費税抜き)	②				(円)	
リース料助成申請額	③				(円)	
リース諸費用(消費税抜き)	④				(円)	
消費税	⑤				(円)	
事業実施主体負担リース料(消費税込み) ①-②-③+④+⑤				(円)		
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること(使用した算式に○を記入すること)。						
I リース物件価格 × リース期間 / 対応年数 × 1/2以内		II (リース物件価格 - 残存価格) × 1/2以内				

注1: ※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2: リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注3: 複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

7 生産資材の購入に係る事項

資材名	個 数	使用面積	単 価	事業費	うち助成申請額	備考

注: 以下の書類を添付すること。

- ① 複数の販売会社の見積書等の写し(全社分)
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

第4 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備 考
		国庫補助	自己負担	その他	
園芸作物生産転換促進事業（都道府県推進）	円	円	円	円	
1 産地の合意形成に向けた取組					
2 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組					
3 排水対策、栽培技術等の確立に向けた取組					
4 機械・施設のリース方式による導入等の取組					
合 計					

注1:「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2:「区分」欄の3又は4の取組を実施するに当たり、補助率の異なる取組を行う場合は補助率ごとに記載欄を分けて記載すること。

注3:事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計		—	—	—	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
園芸作物生産転換促進事業（都道府県推進）	円	円	円	円	—
合 計		—	—	—	—

注1:申請要領別紙1別表1の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

第5 協議会構成及び執行体制

協議会構成員		区分			
名称	所在地	生産者	実需者	行政	その他
JA〇〇（代表団体）					
〇〇共済組合					
農地所有適格法人 〇〇					
有限会社 〇〇法人					
〇〇大学（オブザーバー）					
〇〇市役所（オブザーバー）					
協議会代表者名	JA〇〇 △△ ××				
事務代表者名	JA〇〇 〇〇部長 ◇◇ ▲▲				
会計責任者名	JA〇〇 〇〇部長 〇〇振興課 課長 ◇◇ ▲▲				

注1：協議会構成員の「名称」欄に、協議会の代表団体が分かるよう記載すること。また、オブザーバーについても同様に記載すること。

注2：構成員の位置づけられる段階（生産者、実需者、行政）に○印を記載すること。また、その他の場合は、該当する業種等を記載すること。

注3：申請要領別紙1の第1の2（2）、（3）に定める協議会規約及び執行体制等の分かる資料を添付すること。

第6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）（前年度、事業を実施しており内容に変更がない場合は省略することができる。）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）
- 3 本事業で取り組む内容の機械・施設、生産資材及び地下水位制御システム等のパンフレット又は見積書
- 4 その他、都道府県知事が必要と認める資料

別記様式第2号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名
(都道府県名)
所 在 地
知 事 氏 名

印

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち新しい園芸産地づくり支援事業
(園芸作物生産転換促進事業(都道府県推進))の事業実施計画の承認
申請について

〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち新しい園芸産地づくり支援
事業(園芸作物生産転換促進事業(都道府県推進))を実施したいので、関係書類
を添えて承認申請する。

注：関係書類として、以下の資料を送付すること。

- 〔 ・別添(都道府県事業計画書)
 ・産地事業計画書の写し及び当該計画書の審査の際に使用した書類の一覧表 〕

持続的生産強化対策事業のうち新しい園芸産地づくり支援事業
(園芸作物生産転換促進事業(都道府県推進))

都道府県事業計画書(都道府県計画)

事業実施年度： 年度

都道府県名：

第1 当該都道府県の本事業と園芸作物生産方針との整合性

--

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

整理 番号	ポイ ント	取組主体名	事 業 費	負 担 区 分			備 考
				国庫補助	自己負担	その他	
			円	円	円	円	
		合計					

- 注1：「整理番号」欄は、産地事業計画のポイントの高い順（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。
- 注2：「ポイント」欄は、申請要領要綱別紙1別表3（産地計画に係る採択基準）に基づき付与したポイントを記入すること。
- 注3：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。
- 注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

2 事業完了（予定）年月日 平成 年 月 日

第3 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計		—	—	—	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
園芸作物生産転換促進事業 (都道府県推進)	円	円	円	円	—
合 計		—	—	—	—

注：適宜、行を追加して記入すること。

第3 添付資料

- (1) 取組主体ごとの産地事業計画書の写し
- (2) 別紙「取組の概要（個表）」
- (3) その他、地方農政局長が必要と認める資料

取組の概要（個票）

取組主体名		ポイント		整理番号	
事業費	円 （ うち国庫補助： 円 ） 自己資金： 円 その他： 円				
対象品目					
成果目標	契約取引の割合				%
取組内容					
事業目的との整合性、事業効果					
事業要件					
取組主体の適格性等					
事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性	事業内容		取組の有無	適格性	
	1 産地の合意形成に向けた取組				
	協議会の開催（定額）				
	園芸作物の生産体制の整備（定額）				
	2 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組				
	栽培試験の実施（定額）				
	品種の加工適性試験（定額）				
	GAP・トレーサビリティ手法の導入（定額）				
	販路拡大の取組（定額）				
	3 排水対策、栽培技術等の確立に向けた取組				
	地下水位制御システム、明・暗渠等の排水対策（1/2以内）				
	果樹園地整備（定額）				
	栽培技術の確立に向けた栽培実証や技術講習会の開催（定額）				
	4 機械・施設のリース方式による導入等の取組				
	機械・施設のリース方式による導入（1/2以内）				
	省力化・安定生産に必要な生産資材の導入（1/2以内）				
新植果樹の適性管理体制の導入（定額）					
栽培技術の確立に向けた栽培実証や技術講習会の開催（定額）					
備考					

注1:「ポイント」欄は、申請要領別紙1別表3(産地計画に係る採択基準)に基づき付与したポイントを記入すること。また、ポイント付与の詳細が分かる資料を提出すること。

注2:「整理番号」欄は、産地事業計画のポイントの高い順に並び替え、採択優先順が高い計画から順に数字を記入すること。

注3:「事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性」欄の記入に当たり、「取組の有無」及び「適格性」の欄に○又は×を記載すること。

(別表 1)

費目	細目	内容	注意点
備品費		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費 	
	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 	

	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	○事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の少額な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

委託費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の50%未満とすること。ただし、交付事務の委託についてはこの限りではない。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施工等を専ら行う経費 	
雑役務費	手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料 	
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費 	

- ・ 上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルは認めないものとする。

(別表2)

取組内容	補助率
<p>1 産地の合意形成に向けた取組</p> <p>(1) 協議会の開催</p> <p>(2) 園芸作物の生産体制の整備</p>	<p>定額</p> <p>(定額)</p> <p>(定額)</p>
<p>2 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組</p> <p>(1) 試験栽培の実施</p> <p>(2) 品種の加工適性試験</p> <p>(3) GAP・トレーサビリティ手法の導入</p> <p>(4) 販路拡大の取組</p>	<p>定額</p> <p>(定額)</p> <p>(定額)</p> <p>(定額)</p> <p>(定額)</p>
<p>3 排水対策、栽培技術等の確立に向けた取組</p> <p>(1) 地下水位制御システム等の施工</p> <p>(2) 果樹園地整備</p> <p>(3) 栽培技術の確立や技術講習会の開催</p>	<p>定額、1/2以内</p> <p>(1/2以内)</p> <p>(1/2以内)</p> <p>(定額)</p>
<p>4 機械・施設のリース方式による導入等の取組</p> <p>(1) リース方式による機械・施設の導入</p> <p>(2) 省力化・安定生産に必要な生産資材の導入</p> <p>(3) 新植果樹の適正管理体制の導入</p> <p>(4) 栽培技術の確立や研修会の開催</p>	<p>定額、1/2以内</p> <p>(1/2以内)</p> <p>(1/2以内)</p> <p>(定額)</p> <p>(定額)</p>

産地計画に係る採択基準

区 分	指 標	備 考
<p>1. 成果目標の産地規模 当該水田地帯において、水稲から新たに園芸作物に作付転換する面積規模で評価を行うものとする。</p>	<p>①露地野菜又は果樹の合計面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ha 未満・・・1ポイント ・ 2 ha 以上・・・2ポイント ・ 5 ha 以上・・・3ポイント ・ 10ha 以上・・・5ポイント ・ 15ha 以上・・・7ポイント ・ 20ha 以上・・・10ポイント <p>②施設野菜又は花きの合計面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ha 未満・・・1ポイント ・ 1 ha 以上・・・2ポイント ・ 2 ha 以上・・・3ポイント ・ 4 ha 以上・・・5ポイント ・ 6 ha 以上・・・7ポイント ・ 8 ha 以上・・・10ポイント 	<p>左記①及び②の双方のポイントが付与される場合は、それらを合計することとする。</p> <p>ただし、最大ポイントは10ポイントとする。</p>
<p>2. 契約取引の割合 当該目標で設定する面積の50%以上が、実需者との契約取引に基づく生産を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50%以上・・・5ポイント ・ 55%以上・・・6ポイント ・ 60%以上・・・7ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者が実需者を兼ねる場合は、その他の実需者との契約割合が50%以上であること。 ・複数の品目で取り組む場合は、合計面積の契約割合が50%以上であること。
<p>3. 取組効果加算 平成30年度園芸作物生産転換促進事業の取組主体が、本事業において当該取組を継続的に実施する場合は加算できるものとする。</p>	<p>3ポイント</p>	
<p>4. 都道府県加算 取組主体が策定する産地計画のうち、都道府県が特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した産地計画について加算できるものとする。</p>	<p>9ポイント</p>	<p>一の又は複数の産地計画に加算できるものとする。</p> <p>ただし、一地区当たりに加算できる最大ポイントは3ポイントとする。</p>

<p>5. 産地営農体系革新計画との連携</p> <p>実施要綱第5の1の革新計画において本事業の活用が位置づけられており、その内容が適切と判断される場合は加算できるものとする。</p>	<p>3ポイント</p>	
<p>6. グローバル産地計画との連携</p> <p>実施要綱第5の2のグローバル産地計画において、本事業の活用が位置づけられており、その内容が適切と判断される場合は加算できるものとする。</p>	<p>3ポイント</p>	

申請書類チェックシート

都道府県名(課名)	
取組主体名	

整理番号	
------	--

※ 都道府県計画の整理番号と一致させること

区分	確認項目	取組主体 チェック欄	確認方法	都道府県 チェック欄	地方農政局 等 チェック欄
共通	取組主体が、申請要領別紙1に規定されている要件を満たす協議会である。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	取組を実施する地域が、申請要領別紙1に規定されている対象地域である。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	取組内容が、水稻から園芸作物へ転換するに当たって、技術面や販売面での課題抽出やその解決に向けた取組となっている。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申請されている経費が補助対象経費であり、また、過大な事業になっていない。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申請要領別紙1に規定されている事業内容、補助対象経費が産地計画書に記載されている。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	目標年度は、適正である。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	成果目標は、適正である。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	成果目標の設定に当たって、参加農家が本事業に関する意向を適切に把握している。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申請要領別紙1に規定されている補助要件を満たしている。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	申請要領別紙1に規定されている実施基準を遵守している。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
添付資料が添付されており、その内容も適正である。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
機械・施設リース	補助対象外の機械・施設を含んでいない。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	利用条件の要件を満たしている(利用規模の下限面積、動産総合保険等の保険等)。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	「リース契約の条件」の要件を満たしている。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	一般競争入札を実施している。または、一般競争入札以外の方法の場合、その選定の考え方を産地計画書に記載している。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
生産資材の導入	導入する生産資材が事業実施に直接要するものである。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	導入する資材の数量等が適正なものである。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	導入に際して、複数の販売会社から見積もりを取ることにより事業費の低減を図っている。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	パイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度等に加入している。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

園芸作物生産転換促進事業（都道府県推進）の配分基準について

園芸作物生産転換促進事業（都道府県推進）の都道府県への補助金の配分については、以下のとおりとする。

第1 都道府県配分額の算定

各都道府県への配分については、次のとおり、配分対象となる産地計画を特定し、産地計画の成果目標等に応じて、予算の範囲内で配分するものとする。

なお、配分対象となった産地計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の産地計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長が認める場合は、この限りでない。

- 1 都道府県知事は、当該都道府県の取組主体から提出のあった産地計画を審査し、要領に照らして内容が適切であると認められる場合は、別紙1別表3の採択基準に基づきポイントを付与し、当該都道府県を管轄する地方農政局長へ提出するものとする。
- 2 地方農政局長は、1により提出のあった都道府県計画を審査し配分対象となる産地計画の特定を行い（以下「特定産地計画」という。）、特定産地計画をポイントの高い順に並べ替え、生産局長に提出するものとする。
- 3 生産局長は、2により提出のあった特定産地計画について、予算の範囲内でポイントが上位の特定産地計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付額として地方農政局長に通知することとする。
地方農政局長は、その通知に基づき、当該都道府県を補助金等交付候補者として決定することとする。
- 4 3により配分した結果、最後の配分可能額が特定産地計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分するものとする。

なお、同一ポイントを獲得した特定産地計画が複数ある場合は、当該特定産地計画に都道府県が付与したポイントの高い順（都道府県が付与したポイントが同一の場合は、要望額の小さい順）に、特定産地計画の要望額の割合に対し、当該都道府県に配分する。

第2 配分基準の考え方の見直し

各都道府県への配分については、取組主体ごとの成果目標の実績、総合的な政策推進の観点を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。